

## 昭和三十六年政令第四百五号

### 児童扶養手当法施行令

#### 別表第二(第一条関係)

- 一 次に掲げる視覚障害
    - イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
    - ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
    - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつ I / 二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
    - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
    - ニ 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
    - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 四 両上肢の全ての指を欠くもの
    - 五 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
    - 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
    - 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
    - 八 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
    - 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
    - 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
    - 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、内閣総理大臣が定めるもの
- (備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。